

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年2月20日（令和2年（行情）諮問第85号）

答申日：令和4年2月14日（令和3年度（行情）答申第526号）

事件名：特定期間に特定労働基準監督署に届出されたずい道工事現場等に係る  
時間外労働・休日労働に関する協定書届の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別表1の1欄に掲げる文書1ないし文書18の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表2の2欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年8月26日付け31北労行開第16-1号ないし同第16-18号により北海道労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

黒塗り（不開示）とされた「時間外労働・休日労働に関する協定」（以下「36協定」という。）における「時間外労働の具体的事由」について不開示とされた決定に不服のため。

「時間外労働の具体的事由」が明らかになることにより、不利益が生じるとは考えづらく、明確な理由と当該部分の開示を求めたい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和元年7月1日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象文書の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として令和元年11月22日付けで本件各審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件対象文書については、不開示部分に係る法の適用条項を法5条1号、2号イ及び6号柱書きとして揃えた上で、原処分は妥当であるとする。

## 3 理由

### (1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、特定期間に特定の9労働基準監督署（支署を含む。以下同じ。）に届け出られたずい道、トンネル工事現場に係る36協定届であり、当該各労働基準監督署において探索を行ったところ、それぞれに届け出られたずい道、トンネル工事現場に係る36協定が認められたため、これらを本件対象文書として特定した。

### (2) 36協定について

労働基準法（昭和22年法律第49号）は、1週40時間・1日8時間労働制及び週休制の原則を定めているが（同法32条及び35条）、法定時間外労働又は法定休日労働について労使が36協定を締結し、所轄の労働基準監督署長に届け出ることにより、これらを適法に行わせることができるとしている（同法36条1項）。

36協定には、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）に定める様式（様式第9号）に従い、①事業の種類、②事業の名称、③事業の所在地（電話番号を含む。）、④a) 時間外労働をさせる必要のある具体的事由、b) 業務の種類、c) 労働者数、d) 所定労働時間、e) 延長することができる時間及びf) 期間、⑤a) 休日労働をさせる必要のある具体的事由、b) 業務の種類、c) 労働者数、d) 所定休日、e) 労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻及びf) 期間、⑥協定の成立年月日、⑦労働者の過半数を代表する者のa) 職名、b) 氏名及びc) 印影、⑧届出年月日、⑨使用者のa) 職名、b) 氏名及びc) 印影、⑩36協定を受理した労働基準監督署のa) 名称及びb) 受付印、⑪特別条項のa) 特別な事情がある場合に限度時間を超えて時間外労働等をさせる必要のある具体的事由、b) 限度時間を延長する場合に労使が取る手続、c) 延長することができる時間及び回数並びにd) 限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率、⑫その他労使協定事項、⑬協定の有効期間以前の提出に係る指導等についての印影、⑭「入力済」又は「入力不要」の印影、⑮36協定のa) 標題及びb) 様式が記載されている。

### (3) 原処分における不開示部分について

上記(2)の記載事項のうち、③特定個人の携帯電話番号、④a) 時間外労働をさせる必要のある具体的事由、b) 業務の種類及びc) 労働者数、⑤a) 休日労働をさせる必要のある具体的事由、b) 業務の種類、c) 労働者数及びe) 労働させることができる休日並びに始業及び終業

の時刻の一部，⑦労働者の過半数を代表する者のb)氏名及びc)印影，⑨使用者のa)職名，b)氏名及びc)印影，⑪特別条項のa)特別な事情がある場合に限度時間を超えて時間外労働をさせる必要のある具体的事由及びd)限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率，⑬協定の有効期間以前の提出に係る指導等についての印影，⑭「入力済」又は「入力不要」の印影等を不開示としている。

(4) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性について (略)

イ 法5条2号イ該当性について

原処分における不開示部分のうち，④a)時間外労働をさせる必要のある具体的事由，b)業務の種類及びc)労働者数，⑤a)休日労働をさせる必要のある具体的事由，b)業務の種類，c)労働者数及びe)労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻の一部，⑨c)使用者の印影，⑪特別条項のa)特別な事情がある場合に限度時間を超えて時間外労働をさせる必要のある具体的事由，b)限度時間を延長する場合に労使が取る手続及びd)限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率については，当該企業における労働条件の内容を示すとともに，使用者が事業を遂行するため，どのような人事戦略を持ち，どのような経営管理を行うかという，専ら当該企業独自の戦略及び経営のノウハウに関わるものである。

当該部分は，これを公にすると，当該企業と競争上の地位にある他の企業にとって，当該企業の人事管理や経営管理に関する情報の収集が容易となり，今後の人材獲得等の人事戦略や経営戦略の展開について当該企業が不利益を受けるなど，その権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため，当該部分は，法5条2号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

(注) 諮問庁は，本項及び下記エにおいて，⑪特別条項のc)時間外労働を延長することができる時間及び回数を挙げていたが，当該部分は原処分において開示されているため，訂正し削除した。

ウ 法5条4号該当性について (略)

エ 法5条6号柱書き該当性について

原処分における不開示部分のうち，④a)時間外労働をさせる必要のある具体的事由，b)業務の種類及びc)労働者数，⑤a)休日労働をさせる必要のある具体的事由，b)業務の種類，c)労働者数，e)労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻の一部，⑪特別条項のa)特別な事情がある場合に限度時間を超えて時間外労働をさせる必要のある具体的事由，b)限度時間を延長する場合に労使が取る手続及びd)限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割

増賃金率（略）に加え、⑬協定の有効期間以前の提出に係る指導等についての印影は、これを公にすると、行政官庁に届け出ることにより効力を有する36協定の制度を通じて労働条件の確保・改善を図る労働基準監督行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 新たに開示する部分について（略）

(6) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、「時間外労働の具体的事由」が明らかになることにより、不利益が生じるとは考えづらい」と主張しているが、当該部分の不開示情報該当性については、上記（4）で示したとおりであり、審査請求人の主張は失当である。

#### 4 結論

以上のことから、本件対象文書のうち文書1、文書2、文書5、文書7、文書8、文書13、文書17及び文書18の不開示部分に係る法の適用条項として法5条6号柱書きを追加し、その余の部分について、法の適用条項のうち同号を同号柱書きに改めた上で、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 令和2年2月20日  | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月11日    | 審議            |
| ④ | 令和3年12月23日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 令和4年2月9日   | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求及び審査請求人が開示を求める部分について

(1) 本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書のうち文書1、文書2、文書5、文書7、文書8、文書13、文書17及び文書18の一部を法5条1号、2号イ及び4号に該当するとし、その余の文書の一部を同条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとし、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、「時間外労働の具体的事由」の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、審査請求人が開示を求める部分は、法5条2号イ及び6号柱書きに該当するとし、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2）において、「時間外労働

の具体的事由」の開示を求めており、これは上記第3の3(3)に掲げる原処分における不開示部分のうち、「④a) 時間外労働をさせる必要のある具体的事由」及び「⑪特別条項のa) 特別な事情がある場合に限度時間を超えて時間外労働をさせる必要のある具体的事由」に当たると解される。

当審査会において、本件対象文書を見分した結果に基づき、上記に該当する部分を含む部分を整理したところ、別表2の1欄に掲げるとおりである。これらは、36協定届の「時間外労働をさせる必要のある具体的事由」欄及び36協定の協定書（協定書が添付されている場合に限る。）の時間外労働をさせる必要のある具体的事由を規定している条項のほか、36協定届のうち特別条項に係る記載部分（特別条項である旨の見出しのない場合を含む。）である。

このため、以下においては、原処分における不開示部分のうち別表2の1欄に掲げる部分（以下「不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について判断することとし、その余の部分については判断しない。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 開示すべき部分（別表2の2欄に掲げる部分）

#### ア 時間外労働をさせる必要のある具体的事由に係る記載

通番1ないし通番4は、「時間外労働をさせる必要のある具体的な事項」欄の記載（右隣欄に続く記載を含む。）であるが、当該具体的な事由は別紙（36協定又は添付資料）のとおりであるとする旨の事務的な記載にすぎない。

このため、当該部分は、これを公にしても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるとは認められず、また、労働基準監督機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### イ 特別な事情がある場合に限度時間を超えて時間外労働をさせる必要のある具体的事由に係る記載

(ア) 通番5ないし通番14について検討すると、当該部分のうち通番5は、36協定届の「時間外労働をさせる必要のある具体的な事項」欄中に記載された、特別な事情がある場合に時間外労働の限度時間を延長させる必要のある具体的事由に関する記載の一部であり、特別な事情がある場合を示す小見出し及び延長のために労使がとる手続の記載の一部である。

その余の部分は、上記(ア)のほか、36協定届において特別な事情がある場合に時間外労働の限度時間を延長させる必要がある場

合について記載されている部分の一部であり、特別条項である旨を示す見出し（通番8（1）、通番9（2）、通番10（1）、通番11（1）、通番12（2）、通番13（1）及び通番14（1）を除く。）及び事務的な記載のほか、延長のために労使がとる手続の記載の一部である。

（イ）諮問庁は、理由説明書において、⑪特別条項のa）及びd）（具体的事由と割増賃金率）を「不開示部分」とする（上記第3の3（3））一方、「不開示情報該当性」の説明では、これらに加えて⑪「b）限度時間を延長する場合に労使がとる手続」も法5条2号イ及び6号柱書きに該当するとしているが（上記第3の3（4）イ及びエ）、この説明には一貫性がない。

（ウ）当審査会において見分したところ、特別な事情がある場合に時間外労働の限度時間を延長するために労使がとる手続の記載は、当該部分（通番5ないし通番14）に含まれている極めて限定された文言を除き、全て原処分において開示されていることが認められる。

（エ）以上を踏まえると、当該部分のうち労使のとる手続の記載は、原処分において開示されている情報と一体かつ同様の情報であることが相当であり、また、その余の部分は、特別条項に関する記載であることに伴う見出し及び事務的な記載にすぎない。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

## （2）その余の部分（別表2の2欄に掲げる部分を除く部分）

本件対象文書は、特定の複数の事業場に係る36協定届及びそれに添付された36協定の協定書であり、不開示維持部分のうち別表2の2欄に掲げる部分を除く部分には、これらの事業場における時間外労働をさせる必要のある具体的事由及び特別な事情がある場合における限度時間を超えて時間外労働をさせる必要のある具体的事由（上記1（2）に掲げる④a及び⑪aの各「具体的事由」）が記載されている。

当該部分は、それぞれ特定の事業場における労働条件の内容を示すとともに、使用者が事業を遂行するための経営戦略・人事労務管理の一端を示すものであると認められ、これを公にすると、今後の人材獲得等の人事戦略や経営戦略の展開等に関して、特定の事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

## 3 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示す

べきとし、諮問庁が同条2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とすべきとしている部分のうち、別表2の2欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号イに該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表1 本件対象文書

1 文書 番号	2 文書名
文書1	平成29年度 特定労働基準監督署長Aに届け出された隧道工事, トンネル工事現場に係る「時間外労働・休日労働に関する協定届」
文書2	平成30年度 特定労働基準監督署長Aに届け出された隧道工事, トンネル工事現場に係る「時間外労働・休日労働に関する協定届」
文書3	平成29年度 特定労働基準監督署長Bに届け出された隧道工事, トンネル工事現場に係る「時間外労働・休日労働に関する協定届」
文書4	平成30年度 特定労働基準監督署長Bに届け出された隧道工事, トンネル工事現場に係る「時間外労働・休日労働に関する協定届」
文書5	平成29年度 特定労働基準監督署長Cに届け出された隧道工事, トンネル工事現場に係る「時間外労働・休日労働に関する協定届」
文書6	平成30年度 特定労働基準監督署長Cに届け出された隧道工事, トンネル工事現場に係る「時間外労働・休日労働に関する協定届」
文書7	平成29年度 特定労働基準監督署長Dに届け出された隧道工事, トンネル工事現場に係る「時間外労働・休日労働に関する協定届」
文書8	平成30年度 特定労働基準監督署長Dに届け出された隧道工事, トンネル工事現場に係る「時間外労働・休日労働に関する協定届」
文書9	平成29年度 特定労働基準監督署長Eに届け出された隧道工事, トンネル工事現場に係る「時間外労働・休日労働に関する協定届」
文書10	平成30年度 特定労働基準監督署長Eに届け出された隧道工事, トンネル工事現場に係る「時間外労働・休日労働に関する協定届」
文書11	平成29年度 特定労働基準監督署特定支署長Fに届け出された隧 道工事, トンネル工事現場に係る「時間外労働・休日労働に関する 協定届」
文書12	平成30年度 特定労働基準監督署特定支署長Fに届け出された隧 道工事, トンネル工事現場に係る「時間外労働・休日労働に関する 協定届」
文書13	平成29年度 特定労働基準監督署長Gに届け出された隧道工事, トンネル工事現場に係る「時間外労働・休日労働に関する協定届」
文書14	平成30年度 特定労働基準監督署長Gに届け出された隧道工事, トンネル工事現場に係る「時間外労働・休日労働に関する協定届」
文書15	平成29年度 特定労働基準監督署長Hに届け出された隧道工事, トンネル工事現場に係る「時間外労働・休日労働に関する協定届」
文書16	平成30年度 特定労働基準監督署長Hに届け出された隧道工事, トンネル工事現場に係る「時間外労働・休日労働に関する協定届」
文書17	平成29年度 特定労働基準監督署長Iに届け出された隧道工事, トンネル工事現場に係る「時間外労働・休日労働に関する協定届」
文書18	平成30年度 特定労働基準監督署長Iに届け出された隧道工事, トンネル工事現場に係る「時間外労働・休日労働に関する協定届」

別表2 不開示情報該当性

1 審査請求人が開示を求める部分			2 1欄のうち開示すべき部分		
記載事項	該当箇所 (文書番号及び頁)		法5条各号該当性	通番	
④ a) 時間外労働をさせる必要のある具体的事由	文書1	1ないし3	2号イ, 6号柱書き	—	—
	文書2	4ないし11		1	8頁「時間外労働をさせる必要のある具体的事由」欄及びその右欄
	文書3	12ないし68		—	—
	文書4	69ないし137(72を除く。)		—	—
	文書5	138ないし160		2	139頁及び141頁の「時間外労働をさせる必要のある具体的事由」欄
	文書6	161ないし183(175及び177を除く。)		—	—
	文書7	184		—	—
	文書8	185		—	—
	文書9	186ないし189		—	—
	文書10	190ないし193		—	—
	文書11	194ないし207		—	—
	文書12	208ないし229		—	—
	文書13	230, 231		—	—
	文書14	232		—	—
	文書15	233ないし236		3	235頁「時間外労働をさせる必要のある具体的事由」欄及びその右欄
	文書16	237ないし239		4	238頁「時間外労働をさせる必要のある具体的事由」欄及びその右欄
文書17	240, 241	—	—		
文書18	242	—	—		
⑪ a)	文書1	3	2号イ, 6	5	不開示部分3行目1文字目ないし10文字目, 5行目6文字目ないし6行目

特別な事情がある場合に限度時間を超えて時間外労働をさせる必要のある具 体的事由	文書 2	8, 10	号柱書き	6	8頁表下1行目1文字目ないし6文字目, 75文字目ないし77文字目, 10頁表下2行目及び4行目各不 開示部分1文字目ないし3文字目
	文書 3	12, 18, 31, 32, 34, 45		7	12頁表下1行目及び3行目の各不 開示部分1文字目ないし3文字目, 45 頁表下1行目及び3行目の各不 開示部分1文字目ないし3文字目
	文書 4	70, 71, 81, 98, 99, 10 1, 109, 120, 12 7, 130, 133, 13 7		8	(1) 109頁表下1行目及び3行目 の各不 開示部分1文字目ないし3文字 目 (2) 120頁表下2行目不 開示部分 1文字目ないし4文字目, 130頁及 び133頁の各表下1行目不 開示部分 末尾3文字部分, 137頁表下1行目 不 開示部分1文字目ないし4文字目
	文書 5	139, 14 1, 154		9	(1) 139頁及び141頁の各不 開 示部分2行目1文字目ないし3文字目 (2) 154頁表下1行目及び3行目 の各1文字目ないし3文字目
	文書 6	171, 18 2		10	(1) 171頁表下1行目及び3行目 の各不 開示部分1文字目ないし3文字 目 (2) 182頁表下2行目不 開示部分 1文字目ないし4文字目
	文書 1 1	197, 19 8, 204, 206, 20 7		11	(1) 197頁及び198頁の各表中 右から3列目不 開示部分1行目1文字 目ないし3文字目 (2) 204頁表下2行目69文字目 ないし85文字目, 207頁表下1行 目不 開示部分末尾3文字部分
	文書 1 2	208ないし 212, 21 6ないし21 9, 225な いし227		12	(1) 208頁表下1行目不 開示部分 末尾3文字部分, 209頁表下1行目 不 開示部分1文字目ないし3文字目, 212頁特別条項欄2行目7文字目な いし10文字目, 218頁, 225頁 及び226頁の各表下1行目不 開示部分 末尾3文字部分, 227頁表下1行 目不 開示部分1文字目ないし3文字目 (2) 216頁及び217頁の各表中 右から3列目不 開示部分1行目1文字 目ないし3文字目
	文書 1 5	233ないし 236		13	(1) 233頁ないし236頁(23 5頁を除く。)の各表中右から3列目

				<p>不開示部分 1 行目 1 文字目ないし 3 文字目</p> <p>(2) 2 3 5 頁表下 1 行目不開示部分 末尾 3 文字部分</p>
	<p>文書 1 6</p>	<p>2 3 7 ないし 2 3 9</p>	<p>1 4</p>	<p>(1) 2 3 7 頁及び 2 3 9 頁の各表中 右から 3 列目不開示部分 1 行目 1 文字目ないし 3 文字目</p> <p>(2) 2 3 8 頁表下 1 行目不開示部分 末尾 3 文字部分</p>